

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日

新潟市議会議長

小野 清一郎

新潟市議会規程第 1 号

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年新潟市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 1 9 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 1 9 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第 1 6 号中「第 1 2 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第 2 0 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第 3 条第 1 6 号の改正規定は公布の日から、第 3 条第 5 号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行の日（令和 8 年 6 月 1 4 日）から施行する。